

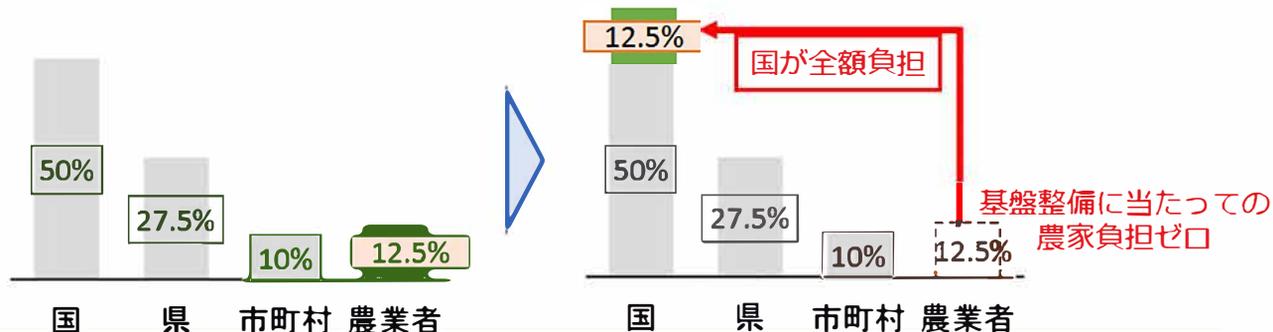
# 農家負担ゼロで 基盤整備を実施できます！

## ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業

担い手への農地の集約化等を進めるため、農地バンクが借り入れている又は所有している農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県または市町村が行う基盤整備を支援します。

<通常の農地整備事業>

<機構関連農地整備事業>

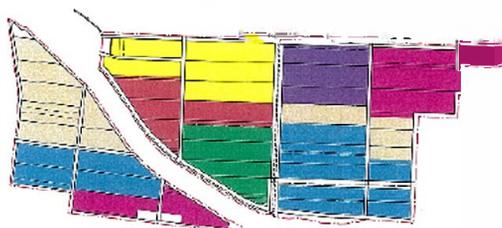
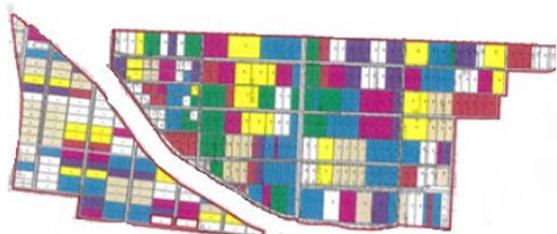


【対象となる事業（工種）】

1. 区画整理
2. 暗渠排水
3. 土層改良
4. 農業用排水施設 等

<施工前>

<施工後>



【主な事業の実施要件】

- 事業対象農地は、農地バンクが借り入れている農地の農地中間管理権の期間、又は農地バンクが農業経営若しくは農作業の委託を受けている期間が15年以上の農地となります。また、令和7年度から、農地バンクが所有している農地においても、本事業を実施できます。
- 事業対象農地面積は10ha（市町村が事業を行う場合、または中山間地域は5ha）以上となります。なお、大字単位で1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）のまとまりのある団地の合計が10ha以上あれば事業対象となります。
- 事業実施地域の収益性を事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上させる必要があります。

<農地面積の考え方>

